

平成17年8月29日

平成16事業年度決算について

国立大学法人法第35条及び独立行政法人法第38条の規定に基づき、本年6月末に提出していた平成16年度財務諸表について、本日、文部科学大臣の承認を得たので、財務諸表、決算報告書及び事業報告書並びに監事及び会計監査人の意見を別紙のとおり公表いたします。

良質な教育を提供し研究を行うためには、健全な経営状態が必要であり、鋭意努力しているところです。財務諸表をご覧いただき、本学の経営状況をご理解いただくために、国立大学法人の会計処理について説明をいたします。

1. 財務諸表は、企業会計原則をベースとしていますが、国立大学法人特有の会計処理方法があり、国立大学法人会計基準により作成しております。

2. 国立大学法人の会計と株式会社の会計の根本的な考え方の相違

「利益」の獲得を目的としている株式会社の会計は、「利益」を通じて経営成績を明らかにすることが目的ですが、「利益」を獲得することが目的でない国立大学法人（附属病院を除く）は損益均衡の会計を原則としており、特異な勘定科目等を設定し、特殊な会計処理を行っております。

3. 特異な勘定科目等の例

見返勘定

・ 固定負債としての資産見返負債

運営費交付金、寄附金等をもって、特定の用途に供する償却資産を取得したときには、流動負債である運営費交付金債務、寄附金債務を減じ、資産見返負債として固定負債計上し、減価償却累計額に対応する額を直接この勘定から減じることにより、利益剰余金に増減を発生させない処理を行う。

・ 収益としての戻入

上記の固定資産の減価償却費相当額を資産見返運営費交付金等戻入、資産見返寄附金戻入等として収益計上し、損益均衡を図る。

4. 特別な書類

国立大学法人等業務実施コスト計算書

当該計算書は、国立大学法人が国から運営費交付金を受けて業務を行っていることから、国民が負担しているコストを明らかにするために作成しているものです。民間企業等では作成されていません。

そのため、当該計算書は、損益計算上の費用から自己収入等を控除した残額に、損益計算上は費用として認識されない減価償却費相当額や退職手当増加見込額を加算するほか、国立大学法人であるが故に国や地方公共団体から無償・減額された金額を機会費用として加算し、作成されています。

平成16年度決算の概要は、資産合計が約402億円で、経常利益が約11億円、臨時利益が約10億円、当期総利益約21億円となっております。これらの利益には、国立大学法人に移行する際に承継した資産、債権によるもの及び国立大学法人における特異な会計処理によるものが大部分含まれており、本学が経営の効率化を図ったものは約3億円強と見込まれます。

なお、当期利益の処分につきましては、さらに国から経営努力認定を受ける必要がありますので、現時点では(案)としてあります。

以上、本学が国立大学法人として初めて公表する決算でございます。厳しい経営状況の中、「地域性と国際性を併せもつ大学」として、今後とも教育研究活動の充実・発展に努めてまいり所存でございますので、ご指導・ご支援方よろしく願いたします。

国立大学法人 琉球大学
理事(財務担当) 岩政 輝男